

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）

生活保護法による診療所等の廃止（〃）

林業改善資金貸付基準の一部改正（林務課）

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等（管理課）

測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等（〃）

◇ 公 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施（労政・能力開発課）

告 示

鳥取県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
本荘歯科医院	鳥取市古海六七三—三	平成三年七月三十日
医療法人社団中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇—一	平成三年八月二十日
医療法人社団植木歯科医院	米子市諏訪五一—五	〃
医療法人谷口歯科医院	八頭郡八東町大字北山九六一—三七	〃
医療法人耳鼻咽喉科岡田医院花出張診療所	八頭郡家町大字花二九四	〃
中山医院	八頭郡家町大字門尾三〇四—一	〃
医療法人社団田人医院大坪出張診療所	八頭郡家町大字大坪七一—一	〃
医療法人社団田中醫院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
地原歯科医院	鳥取市栄町六二六	〃
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目二五四	平成三年八月二十二日
医療法人社団林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	〃

鳥取県告示第六百二十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇―一二	平成三年八月一日
植木齒科医院	米子市諏訪五一―五	〃
谷口齒科医院	一 八頭郡八東町大字北山九六一	平成二年十一月一日
岡田医院花出張診療所	八頭郡家町大字花二九四	平成二年四月一日
加藤齒科医院	鳥取市片原二丁目二二三	昭和六十三年十月二十一日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五―二	平成三年七月四日
田中医院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	平成元年十月一日
地原齒科医院	鳥取市栄町六二六	平成三年一月三十日
島雄薬局	気高郡気高町大字宝木九一〇	平成三年八月八日
林原皮膚科泌尿器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	平成三年八月一日

鳥取県告示第六百二十九号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、平成三年八月三十日から施行する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第二の表第二号の項貸付内容の欄「中「六人」を「四人」に改め、「暖房装置付き人員輸送用自動車」の下に「（乗車定員が四人又は五人の自動車については、四輪駆動車に限る。）」を加え、第三の表第二号の項貸付内容の欄中「おおむね五人」の下に「（将来において地域林業の中核となりうる意欲及び資質を有するものについては一人）」を加える。

鳥取県告示第六百三十号

平成四年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格
指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事の種別

に応じて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

1 建設業法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項

(1) 経営規模

ア 審査基準日（平成三年十月一日をいう。以下同じ。）の直前の二営業年度（以下「直前二年」という。）における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

イ 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び繰越金の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）

ウ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数

(2) 経営状況

ア 審査基準日の直前一年（以下「直前一年」という。）における完成工事高経常利益率（直前一年の各営業年度（以下「直前営業年度」という。）における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額をいう。以下同じ。）を完成工事高（建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、兼業事業売上高を含む。以下(2)において同じ。）の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

イ 直前一年における総資本経常利益率（直前営業年度における経常利益の額を直前決算における総資本の額（法人である場合においては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人である場合においては流動負債、固定負債、期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

ウ 直前一年における損益分岐点比率（直前営業年度における販売費、一般管理費及び支払利息の額の合計額を完成工事総利益（建設業以外に事業を併せて営む者にあつては、売上総利益）、営業外損益及び支払利息の額の合計額で除した得た数値を百分比で表したものをいう。）

エ 直前決算における流動比率（流動資産の額から未成工事支出金の額を控除した額を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

オ 直前決算における当座比率（当座資産の額（現金預金、受取手形、完成工事未収入金、その他営業債権、有価証券、自己株式及び親会社株式の合計額をいう。）を流動負債の額から未成工事受入金の額を控除した額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

カ 直前一年の運転資本保有月数（直前決算における流動資産の額から流動負債の額を控除した額を直前営業年度における一月当たり完成工事高（完成工事高の額を十二で除して得た額をいう。）

で除して得た数値をいう。)

キ 直前一年における一人当たり完成工事高対数(直前営業年度における完成工事高の額を審査基準日の直前の営業年度の終了の日における職員の数(以下「総職員数」という。))で除して得た額の常用対数をいう。)

ク 直前一年における一人当たり付加価値対数(直前営業年度における完成工事高の額から材料費、労務費及び外注費の額の合計額(建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、兼業売上原価に係る材料費、外注加工費及び当期商品仕入高の合計高を含む。))を控除した額を総職員数で除して得た額の常用対数をいう。)

ケ 直前一年における一人当たり総資本対数(直前決算における総資本の額を総職員数で除して得た額の常用対数をいう。)

コ 直前決算における固定比率(固定資産の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

サ 直前決算における自己資本比率(自己資本の額を総資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

シ 直前決算における固定負債比率(固定負債の額を自己資本の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(3) その他の評価項目

ア 審査基準日の前日における建設業に従事する職員のうち次に掲げる者の数

(ア) 建設業法第十五条第二号イに該当する者

(イ) 建設業法第二十七条第一項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに

同法第七条第二号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。))で当該免許等を受けることよって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて(ア)に掲げる者以外のもの

(ウ) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号ハに該当する者で(ア)及び(イ)に掲げる者以外のもの

イ 審査基準日の前日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいう。)

2 主観的事項

(一) 工事成績

(二) 工事能力

(三) 労働福祉等の状況

二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては平成三年十月三日から同月二十一日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては平成四年二月一日から同月二十九日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

(一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表(様式第二号)

(二) 営業の沿革(様式第三号)

- (三) 直前二年の各営業年度における工事施工金額調書(様式第四号)
 - (四) 工事経歴書(様式第五号)
 - (五) 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表及び損益計算書
 - (六) 法人にあつては審査基準日前一年以内に法定納期限の到来した事業税及び自動車税の納税証明書、個人にあつては平成二年度に法定納期限の到来した事業税及び自動車税の納税証明書
 - (七) 労働福祉の状況及び労働災害発生等状況(様式第六号)
 - (八) 職員調書(様式第七号)
 - (九) 営業用機械器具調書(様式第八号)
 - (十) 使用印鑑届(様式第九号)
 - (十一) 印鑑証明書
- 2 県外に主たる営業所を有する建設業者
- (一) 建設業許可証明書
 - (二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表(様式第二号)
 - (三) 営業所一覧表(様式第十号)
 - (四) 工事経歴書(様式第十一号)
 - (五) 登記簿の謄本
 - (六) 使用印鑑届(様式第九号)
 - (七) 印鑑証明書
 - (八) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (九) 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格の有効期間

一の資格は、平成四年度限りとする。ただし、平成五年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土)とび・土工・コンクリート工事(と)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土)しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機)鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)

さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
法面処理工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)

様式第1号

受 付 番 号

建設工事入札参加資格審査申請書

鳥取県知事

殿

平成 年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

電話番号

住所 〃又はガ
リ又ハガ
ノ商マ表
代

申請者



許可を受けて いる建設業	建設大臣 知事	許可(一)第	年 月	工事許 可
	建設大臣 知事	許可(一)第	年 月	工事許 可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
	一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)		管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
	ほ装工事	ほ装工事(ほ)		建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)		内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・フローリング工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
	港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)		屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
	機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)		電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
	塗装工事	塗装工事(塗)		通信設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)
	造園工事	造園工事(園)		交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)
	さく井工事	さく井工事(井)		法面処理工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)

記載要領

「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について○印で記載すること。

様式第 3 号

営 業 の 沿 革

創 業		年	月	日
創 業 後 の 沿 革	創	年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
最初に許可又は登録を受けた年月日		年	月	日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第4号

直前2年の各営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						

記載要領

- 1 この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については、「民間」に該当するものとして記載すること。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

(建設工事の種類)

工 事 経 歴 書
工事

番号	工 事 名	契約書等の種別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価			工事差益	着 工 年 月	完 成 年 月	下請負に係る工 事代金支払状況 前払金 の額	現金 比率	手形 期間
					材料費	労務費	外注費						
1					()	(()	(()	()					
2					()	(()	(()	()					
3					()	(()	(()	()					
直前2年の決算における完成工事高 小 計					()	(()	(()	()					
1					()	(()	(()	()					
2					()	(()	(()	()					
3					()	(()	(()	()					
直前1年の決算における完成工事高 小 計					()	(()	(()	()					
合 計					()	(()	(()	()					

記載要領

- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額調書」(様式第4号)に記載した工事の種類(以下「工事種類」という。)ごとに、別葉として作成すること。
- この表は、直前2年において完成した主な工事について記載すること。
- 「契約書等の種別」の欄には、契約の締結方法の種別を記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 「工事原価」の欄の(())内には、下請契約の件数を記載すること。
- 「工事原価」の欄の()内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
- 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る元請負人(鳥取県から直接工事を請負った者をいう。以下同じ。)が下請負人に発注し、又は元請負人から直接受注した1件500万円以上の下請負工事についてのみ記載すること。

技術研修の状況

鳥 取 県 建 設 技 術 セ ン タ ー 研 修 状 況				そ の 他 の 研 修 状 況	
研 修 項 目	当初予定人員	実参加人員	研 修 項 目	研 修 の 内 容	

記載要領
 「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

技術職員 (工事)

職 員 調 査 書

番号	月給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許等		実務経験年数	建設業法第7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
						年月日	資格(学歴)						
1	()							1	1000ハ				
2	()							1	1000ハ				
計 人													

記載要領

- この表は、発注工事種別ごとに別業とすること。
- この表には、建設業法第7条第2号1、ロ又はハに該当する技術職員で、法人にあっては代表権を有する役員、個人にあっては代表者で技術者であるものを含む。
- 「月給・日給の別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
- 「法令による免許等」の欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号1に規定する学校名、学科等を記載すること。なお、監理技術者資格者証の交付番号を、備考欄に記載すること。
- 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する実務経験の年数とする。
- 役員又は本人が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「本人」と記載すること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	健康保険の有無	備考
1		()								
2		()								
計 人										

記載要領

- この表は、技術職員以外の職員のほか、法人にあっては代表権を有する役員及び非常勤役員もすべて記載するものとし、個人にあっては本人も記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を()内に記載すること。
- 役員又は本人が技術職員を兼務している場合は、備考欄に「技術職員兼務」と記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に(技)と記載すること。
- 建設業経理事務士の資格を有する職員については、備考欄にその資格を記載すること。(例：〇〇建設業経理事務士)

記載要領

- 1 別表の順に番号を付記して、取得価額30万円以上の機械器具のみを記載すること。
- 2 別表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、別表に掲げられたものと同種とみなされるものを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼働時間数」の欄には、直前1年における稼働時間数の合計を記載すること。

別表

番号	名	称	番号	名	称	番号	名	称
1	ブルドーザー	(トラクターを含む。)	13	アースオーガー		28	コンクリートブランチ	
2	モータースクレーパー		14	地下連続壁施工用機械		29	コンクリートミキサー	
3	被けん引スクレーパー		15	グラウト機械(グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)		30	トラツクミキサー	
4	シヨベル系掘削機(パワーシヨベル、バックホウ、ドラクライオン、クラムシエル等を含む。)		16	ボーリソングラフン(さく井機等を含む。)		31	コンクリートポンプ(コンクリートブローサーを含む。)	
5	連続式掘削機(バケットホイールエキスカベーター、トレンチヤー等を含む。)		17	さく岩機(ブローカーを含む。)		32	コンクリート振動機	
6	トラクターシヨベル		18	ドリルジヤソボ		33	アスファルトブランチ	
7	ダンプトラック類(ダンプトラック、ダンプカー、ダンプバレー等を含む。)		19	クローラドリル及びワゴンドリル		34	アスファルトフイニツシヤー	
8	自走式クレーン(トラツククレーン、ホイールクレーン、クローラークレーン等を含む。)		20	シールド掘進機		35	アスファルトリヂェストリビエーター	
9	固定式クレーン(タワークレーン、テリツククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、クレーンクレーン等を含む。)		21	トンネル掘進機		36	コンクリートフイニツシヤー	
10	工専用エレベーター及びリフト		22	モーターグレーダー		37	コンクリートスプレッダー	
11	くい打機及びくい抜機(アイゼル、バールハンマー、振動バールドライバー、気動ハンマー等を含む。)		23	ロードローラー		38	しゆんせつ船	
12	大口径掘削機(アースドリル、リバーササーキユレーショソドリル等を含む。)		24	タイヤローラー		39	起重機船(くい打ち船を含む。)	
			25	振動ローラー		40	土運船	
			26	小形振動締固め機(振動コンパクター、ランダム、ダンプバレー等を含む。)		41	引船	
			27	砕石機		42	空気圧縮機	

様式第9号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

様式第10号

営 業 所 一 覧 表

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業		(郵便番号) 所在地	電 話 番 号
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(その他の営業所)				
計				

記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、様式1の「許可を受けている建設業」の「建設業の種類」欄に表示した建設業の種類を略号で記載すること。

鳥取県告示第六百三十一号

平成四年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

平成三年八月三十日

鳥取県知事 西 尾 呂 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき、それぞれ業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日（平成三年十月一日をいう。以下同じ。）の直前の二営業年度における測量等業務の収入高

2 経営規模

(一) 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては期首資本金の額に事業主借勘定及び事業主利益の額を加えた額から事業主貸勘定の額を減じた額をいう。以下同じ。）

3 経営比率
(二) 審査基準日の前日における測量等業務に従事する職員の数

(一) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(二) 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(三) 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）における総資本純利益率（直前一年における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債及び自己資本額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

二 資格審査の申請手続

(四) 審査基準日の前日までの測量等業務の営業年数
指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、平成四年二月一日から同月二十九日までに知事に提出しなければならぬ。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）の定めるところによりそれぞれ登録を受けた者にあつては、次に掲げる書類のうち、2、4、5及び7から9までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサル

タント登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した直前一年の現況報告書の写しをもって代えることができるものとする。

- 1 経営規模等総括表（様式第二号）
- 2 測量等実績調書（様式第三号）
- 3 職員調書（様式第四号）
- 4 技術者経歴書（様式第五号）
- 5 営業用機械器具調書（様式第六号）
- 6 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- 7 登記簿の謄本
- 8 業務を行うについて法令に基づく登録をしている場合にあつては、その登録の証明書
- 9 個人にあつては、その者の身元証明書
- 10 使用印鑑届（様式第七号）
- 11 印鑑証明書
- 12 委任状（年間委任の場合に限る。）

三 資格の有効期間

一の資格は、平成四年度限りとする。ただし、平成五年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号

受 付 番 号

測 量 等 業 務 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 殿

測 量 業	第 号	年 月 日
建設コンサルタント業	第 号	年 月 日
地 質 調 査 業	第 号	年 月 日
登録番号及び 補償コンサルタント業	第 号	年 月 日
登録年月日 建築士事務所	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日
郵便番号	□□□□-□□□□	

申請者
住所
〒
番
号
代
表
者

電話番号



今般貴県所管に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第4号

職 員 調 書

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	合 計
合 計	人	人	人

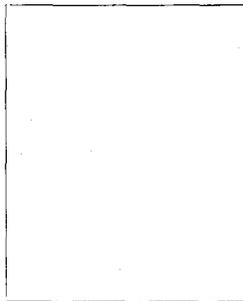
記載要領

- 1 測量等業務に従事している常勤の役員及び職員の数を記載すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。

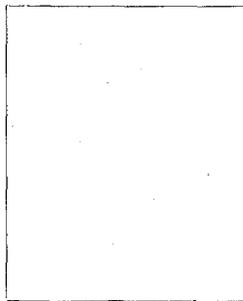
様式第7号

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成3年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成3年8月30日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

機械加工、金属プレス加工、工場板金、電気めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、フランスチック成形、さく井、鍛造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウキール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラスチック製図、電気製図、塗装、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、

電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びフランスチック成形については特級として、工場板金、機械検査、機械保全、油圧装置調整、婦人子供服製造及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、電子回路接続、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工については単一等級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成3年12月6日（金）から平成4年2月23日（日）までの間に

おいて、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成3年12月2日（月）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査（1級及び2級）、婦人子供服製造（1級及び2級）、紳士服製造（1級及び2級）、	平成4年2月2日（日）

<p>和裁、配管、型枠施工及び鉄筋施工</p>	<p>平成4年2月9日(日)</p>	<p>機械加工、金属プレス加工、工場板金(特級、1級及び2級)、電気めっき、仕上げ、機械検査(特級)、機械保全(特級)、電子機器組立て、電気機器組立て、油圧装置調整(特級)、建設機械整備、婦人子供服製造(特級)、紳士服製造(特級)、プラスチック成形、さく井、空気圧装置組立て、石材施工、パン製造、菓子製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、塗装、樹脂接着剤注入施工及びパソコン施工</p>	<p>平成4年2月16日(日)</p>	<p>機械保全(1級及び2級)、油圧装置調整(1級及び2級)、半導体製品製造、プリント配線板製造、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び電子回路接続</p>										
<p>4 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所</p> <p>5 受検申請の手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。) イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格</p>		<p>を証する書面</p> <p>(2) 提出先 鳥取市富安二丁目159久本ビル5階 鳥取県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成3年10月1日(火)から同月16日(水)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)</p> <p>(4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>6 受検手数料等 (1) 受検手数料 ア 実技試験の受検手数料</p> <table border="1" data-bbox="157 1110 418 1651"> <thead> <tr> <th>検 定 職 種</th> <th>手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 加 工</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>金 属 プ レ ス 加 工</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>工 場 板 金</td> <td>特 級 12,500円 1 級 及 び 2 級 12,500円</td> </tr> <tr> <td>電 気 め っ き</td> <td>12,500円</td> </tr> </tbody> </table>			検 定 職 種	手 数 料	機 械 加 工	12,500円	金 属 プ レ ス 加 工	12,500円	工 場 板 金	特 級 12,500円 1 級 及 び 2 級 12,500円	電 気 め っ き	12,500円
検 定 職 種	手 数 料													
機 械 加 工	12,500円													
金 属 プ レ ス 加 工	12,500円													
工 場 板 金	特 級 12,500円 1 級 及 び 2 級 12,500円													
電 気 め っ き	12,500円													

仕上げ	12,500円	パン製造	12,500円
機械検査	特 級 12,500円	菓子製造	11,500円
機械保全	1級及び2級 9,000円	水産練り製品製造	12,500円
	特 級 12,500円	建築大工	10,500円
電子機器組立て	1級及び2級 12,500円	かわらぶき	12,500円
電気機器組立て	12,500円	配管	10,500円
油圧装置調整	特 級 12,500円	型枠施工	12,500円
建設機械整備	1級及び2級 10,500円	鉄筋施工	10,500円
婦人子供服製造	特 級 12,500円	コンクリート圧送施工	11,500円
紳士服製造	1級及び2級 9,000円	防水施工	12,500円
	特 級 12,500円	内装仕上げ施工	12,500円
プラスチック成形	1級及び2級 10,500円	カーテンウォール施工	11,500円
さく井	12,500円	ガラス施工	12,500円
鍛造	12,500円	テクニカルイラストレーション	7,500円
半導体製品製造	12,500円	機械・プラント製図	7,500円
プリント配線板製造	12,500円	電気製図	7,500円
空圧装置組立て	12,500円	塗装	10,500円
農業機械整備	10,500円	電子回路接続	12,500円
冷凍空気調和機器施工	11,500円	樹脂接着剤注入施工	12,500円
和裁	8,000円	パルコニー施工	11,500円
石材施工	12,500円		

イ 学科試験の受検手数料
2,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協

会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請書を受けた後は、申請を取消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成4年3月27日(金)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の氏名は、平成4年3月27日(金)の鳥取県公報で公示する。

8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。